

## 独立監査人の監査報告書

平成19年12月18日

日本郵政株式会社

代表執行役社長 西川善文殿

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 内山英世 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高波博之 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田中輝彦 ㊞

当監査法人は、日本郵政公社法第31条第1項の規定に基づき、日本郵政公社の平成19年4月1日から平成19年9月30日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書（関連公益法人の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。会計に関する部分に限る。）並びに事業報告書（関連公益法人の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、附属明細書及び事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、附属明細書及び事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表及び事業報告書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表及び事業報告書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表及び事業報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表及び事業報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

なお、当監査法人は、第1期事業年度、第4期事業年度及び第5期事業年度に会計監査人に選任されたものであり、事業報告書に記載されている事項（関連公益法人の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。会計に関する部分に限る。）のうち、第2期事業年度及び第3期事業年度に係るものは、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書は、法令に従い公社の財産、損益及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 附属明細書（関連公益法人の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。会計に関する部分に限る。）について、法令により指摘すべき事項はない。
- (4) 事業報告書（関連公益法人の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。第1期事業年度、第4期事業年度及び第5期事業年度の会計に関する部分に限る。）は、法令に従い公社の状況を正しく示しているものと認める。

追記情報

- (1) 貸借対照表の注記(14)に記載されているとおり、公社は公務災害補償年金について、当事業年度より年金債務額を算定し「公務災害補償引当金」として計上する方法に変更した。
- (2) 貸借対照表の注記(33)⑤に記載されているとおり、公社は平成17年10月14日に成立した郵政民営化法（平成17年法律第97号）第5条の規定に基づき、平成19年10月1日に解散した。なお、財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。

公社及び日本郵政株式会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上